

# 核燃料物質等車両運搬規則に関する省令の一部改正に関する意見募集について

平成 17 年 10 月  
自動車交通局技術安全部環境課

## 1. 背景

近年の国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえ、我が国の核物質防護対策のレベルを国際的なレベルにまで引き上げること必要となってきました。このため、我が国の関係規則を国際原子力機関（IAEA）の「核物質防護に関するガイドライン（INFCIRC225/Rev.4）」を踏まえたものとするため、本年 5 月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の一部を改正し、核物質防護対策の強化に必要な所用の規定の整備が図られました。

こうした中、核物質の車両運搬時における具体的な防護措置についても、同ガイドラインに則り所用の拡充を図るため、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）の一部を改正することを検討しております。

改正の概要は次のとおり。

## 2. 改正の概要

特定核燃料物質の車両運搬の際に原子力事業者及び運搬を委託された者が講じるべき既存の防護措置に加え、新たに次の事項を追加する。

- ・ 国が定める特定核燃料物質の盗取、妨害破壊行為の脅威に対し、防護のために必要な措置を講じること。
- ・ 特定核燃料物質の盗取、妨害破壊行為が発生した場合等において迅速かつ確実に対応ができるように適切な計画を作成すること。
- ・ 運搬日時等、特定核燃料物質の防護に関する秘密情報について知り得る者を指定し、情報の管理の方法を定めることにより、情報の漏えいを防ぐこと。

## 3. 今後の予定

公布日：平成 17 年 11 月下旬

施行日：施行日については検討中。